

集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明

当会は、本年5月26日の会長声明において、時の政府の憲法解釈の変更によって集团的自衛権の行使を容認しようとする動きに強く反対し、立憲主義に基づいて国政が運営されることを強く求めたが、平成26年7月1日、政府は、集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。

集团的自衛権の行使は、日本国憲法9条の許容するところではない。

このことは、政府自身が、集团的自衛権の定義について「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」であるとした上で、憲法9条の下での行使は許されず違憲であるとの解釈を長年にわたって繰り返し確認してきたことに端的に象徴されている。

このたびの閣議決定は、このような解釈を改め、自国が直接攻撃されていない場合にも自衛権を行使しうるとして集团的自衛権の行使を可能とするものであるが、従来違憲であるとの解釈が確立していたものについて、憲法の拘束を受けるべき政府が閣議決定で変更するのは立憲主義に根本から反するものであり、したがって、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合の武力行使は、従来示されてきたとおり憲法9条に違反するものである。

政府は、今後、閣議決定実施のための関連法令の制定等を予定しているが、違憲の閣議決定に基づく法案が違憲であることは明白である。違憲無効と判断される可能性が高い法案が提出されるのは、立憲主義の観点から看過し難い事態である。

よって、当会は、集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し、直ちに撤回したうえで関連法令の制定等をしないよう求めるとともに、重ねて、立憲主義に基づいて国政が運営されることを強く求めるものである。

2014（平成26）年7月24日

大分県弁護士会

会長 岡村 邦彦